

4 総防管第 2659 号
令和 5 年 1 月 30 日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

感染拡大防止の取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 5 年 1 月 27 日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において基本的対処方針が改定され、同日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡においてイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。(資料 1)

都としては、上記基本的対処方針及び事務連絡を踏まえ、1 月 27 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、感染拡大防止の取組を添付資料のとおり変更いたしました。(資料 2)

その概要は、イベントについて、「大声あり」「大声なし」にかかわらず、収容率上限を 50%とする制限を見直し、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とすることとなりました。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和5年1月27日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料2・・・令和5年1月27日付け「感染拡大防止の取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年1月27日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230127.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を
同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしく願いいたします。